

＝初期王朝期のシュメール語に於ける

verbal prefix mu-, e- の敬語法による解明＝

吉川 守

序

A. POEBEL教授はその論文The sumerian prefix-forms e- and i- in the time of earlier princes of Lagas (AS 2 (1931)) に於いてシュメール語の prefix NI- が実は i- であつて、他の prefix e- とは唯後続する infix 又は語根に含まれる母音の諧調により生じた異形に過ぎず、本来は同一の prefix である事を指摘した。SAMUEL N. KRAMER 氏もこの提説に賛同し (The sumerian prefix forms Be- and Bj- in the time of earlier princes of Lagas 1936), A. FALKENSTEIN 教授もこれに従つた。しかしながらいづれも、これら両 prefix が機能の面に関しても同一である事は指摘しなかつた。この点尚一考の余地ありと思考する。本稿がシュメール語の prefix として mu- 及び e- を取扱うに当つて NI- を除外した理由の一つである。

verbal prefix に関する従来の研究の難点は初期王朝期 (2700-2350)、アッカド王国期 (2350-2150)、ウルオ三王朝期 (2060-1950)、イシンラルサ王朝期 (1950-1830) に亘る諸多の文材を歴史的考察を慮外して無差別に取扱つて来た事にあると考える。従つて A. FALKENSTEIN 教授がその近著 Grammatik der Sprache Gudeas von Lagas 1950 に於いてその対象の時期を書題の如くグデア・テキスト (アッカド王国期) に限定した事は E. SOLLBERGER 氏が対象を les inscriptions ((royales)) presargonques de Lagas に専定した事とともに期学に於ける大きな進歩であつたと言える。

理由は分明ではないけれども、初期王朝期には頻繁に用いられている prefix e- がグデア・テキストに於いてその姿を完全に消している事實は、初期王朝期からグデア期に至る期間にも prefix の機能及び形態が可成り推移している事を窺せしめるから、本稿はその対象の時期を表題の如く初期王朝期 (都市国家時代又は前サルゴン期) に限定し、明確な機能的対立を示す mu- 及び e- のみを取扱うことにした。

I

大袈裟に言えば prefix 問題を取扱つた学者と同数の prefix 説が存在するけれども、傾

向としては大きく次の三種に類別する事が出来る。即ち

- 1) 方向説 (Directional theory)
- 2) 時相説 (Temporal theory)
- 3) 生物対無生物説 (Animate-and-inanimate theory)

であるが、拙稿の新しい提説を加えるならば

- 4) 敬語説 (Honorific theory)

の四種となる。以下順を追って各説の簡単な紹介と批判を試みつつ論を進めていくことにする。

(1) 方向説

この説は Sur les prefixes du verbe sumerien に於いて ((prefix はそれ自身に於いて行為の方向を指示する力を有し、e- は中心部からの運動、mu- は中心部への運動、ba- は外部より外部への運動、ni- は中心部より中心部への運動)) と定義づけた FR. THUREAU-DANGIN 氏をもつてその嚆矢とする。この説の一部を継承して S. LANGDON 教授は A sumerian grammar and chrestomathy 1911, p. 137 § 193 に於いて ((e- は泥草が作成された場所に於いて行為をする主語の為に、mu- は行為の中心部に近い主語を表す為に用いられる)) と論じている。LANGDON 教授の場合は方向を問題にせず location を問題にしているのであるから別に 5) 位置説又は所在説 (local theory) としてもよい。

M. WITZEL 氏は Beitrage zur Assyriologie 8.5 (1912), R. SCHOLTZ 氏は Die Struktur der Sumerischen engeren Verbalpräfixe (1931), A. GAETZE 氏は Journal of the American Oriental Society 56 (1936) に於いてそれぞれ方向説を展開したし、又 A. DE IMEL 教授は Das sumerische Verbum (1935) 及び Sumerische Grammatik mit Übungsstücken und Anhang (1939) で強硬にこの説を主張した。

この説の一般的な論拠は

1) T. S. A., № 33

dam-gar ensi-ka-gé ensi-ra mu-na-túm ensi-gé A-en-ra-túm-ra e-na-ba ((エンシの商人がエンシの為に持参した。エンシがエアンサドラムに与えた)) や、

2) DP, № 306

Lugal-ša-lá-tuk šu-ku₆-ab-ba-gé mu-túm ((海の漁師のルーガル。

シャ・ラ・トゥークが持参した) や R. T. C. № 19 (AO: 4029) 等々の諸例に於いて mu- と e- との対立が泥章の作者即ち dub-sar (書記官) を中心とした(方向) に由来するとして説明出来る点に存する。そして上掲の諸例の出所である経済文書では文の形式が一定している為に、この方向説に矛盾する反例は比較的少いけれども、historical inscription に於いては中心から外部への行為が mu- で、外部から中心部への行為が e- (又は NI-) により表されている例を容易に指摘することが出来るのである。例えば、Entemena の円錐碑文 (cone inscription) の col. III (77-94),

3) Ur-lum-ma ensi-Umma-ki-gé e-ki-sur-ra
 d. Nin-gir-su-ka-ka e-ma-ta-bal (ウンマのエンシであるウル・ルンマがニンギルス神の境界の堀江を渡つた)、がそれで、この例文に於いてはラガシュの外部のウンマからラガシュに向つての行為であるにも拘らず mu- の代りに e- が用いられているし、又同じく

4) col. I (15-21)
 ensi-Umma-ki-gé na-rú-a-bi NI-pad edin-
 Lagas-ki-šè NI-gin (ウンマのエンシが.....その碑文を打毀して、ラガシュの地へ進軍したり)、では mu- in が期待されるにも拘らず HI-が見えるし経済文書に於いても

5) DP., 579(etc.)
 šu-nigin 30 gán-kur-ki-a-dib-ba gán úru-lal gán-kun-
 du-sir-ra-ka-kam En-ig-gal nu-bànda nu-ne-sum
 (合計30(イクーの) 休閒地の食封、10(イクーの) 小作地、クン・ドゥ・シルラの畠のもの。ヌバンダのエニッガルが彼等に与えた)、の如き例は他の同一形式の例 e-ne-sum と対立して方向説に矛盾を感じさせる。

更にこの説には(LANGDON教授を除いて)論理的に許容しがたい欠陥がある。それは前掲の諸例に見られる様な、多少とも運動方向を指定しうる動詞 (tum abâlu, ta-bâlu(持つて来る、持つていく)); ba qâšû (分与する); gin alâku (行く) 等に於いては問題はないが次の様な動詞 du banû, epêšû (作る、建造する行ふ); sig mahâšû (引き抜く); bal herû (掘る) の場合には方向を認定する事が困難であるという点である;

6) DP., 370

En-ig-gal nu-bànda ambar-ki-ta mu-sig₇ (《ヌバンダのエニッガルが沼地で引き抜いた》)、

7) TSA, № 25

En-ig-gal nu-bànda mu-dù (《ヌバンダのエニッガルが行った》)等。

そしてsum, baなども実際には運動方向よりも関係方向(re relational direction)を示すと看做した方が適切であるし、又方向を示す職能はinfix(例えば-šì-; -ta--; -na-)の分野に属するものと考えられる事は方向説に尙再考の余地がある事を示唆している。

(2) 時相説 (temporal theory)

Zeitschrift für Assyriologie 21(1908) P. 216-231に於いてA. POEBEL教授が提唱し、更にGrundzuge der sumerischen Grammatik §533-571に於いてその所説を進展せしめた。氏に従えばe-(従つてNI-も)は他動相及び能動相の動詞の完了を表現しba-は自動相及び中相、受動相の動詞の完了を示し、一方mu-は現在に関係なく過ぎ去つた行為(《Vergangene Handlung ohne Beziehung zur Gegenwart》)を表す、とされる。

しかし実際には碑文の性格上、時相は過去を表す事が多く、経済文書に於いてはすべての動詞が過去時称である事は当然であり、その過去に単なる《完了》と《現在に関係なく過ぎ去つた行為》との差違を客観的に若しくは実証的に指示する事は不可能に近い。またシュメール語に於いては過去時称と現在・未来時称との区別はsuffix(《zero: -e(š)》)により表現される故にprefix及びsuffixにより二重に時称表現が行われるとする見解には左祖出来ない。しかも氏の所説に従えばmu-は現在に関係のない過去の行為であるが次に挙示する例は明白に現在・未来時称の行為である；

Urukaginaの円錐碑文 col. xl(20-25)

8) šub-lugal-ra anše-šag₅-ga ù-na-tud ugula-ni ga-šì-šám
ù-na-dug₄ ud-da mu-šì-šám-šám (《若しšub-lugalに立派な驢馬が生れて、その上官が私が買うと言ひ、彼が売る時には.....》)、

時代は下るがゲデア王のCylinder A col. I (24-25)

9) ga-na ga-na-ab-dug₄ ga-na ga-na-ab-dug₄ inim-ba ha-mu-da-gin (《実に我言わん、実に我語らん、この命令もて我行かん》)。

(3) 生物対無生物説 (animate-and-inanimate theory)

E. SOLLBERGER 氏が *Le système verbal dans les inscriptions (r)pa de Lagas* 1952 で提説した。氏はシュメール語に於いて所有代名詞を示す suffix が生物 (-ani, -ana) と無き物 (-bi, -ba) とを載然と区別し、又 datif を示す -ra (人間) と -a (動物、無生物) との対立も比較的顯著に分別されている事実に着目して、シュメール語文法の支配的な原則は生物と無生物との対立であると論断し、これを prefix の解明に応用せんと試みた。即ち上掲書の 122 頁に於いて (動詞の目的、— 原則として datif — が生物の範疇に属するか、動詞が生物の範疇に属する目的を有する事実を強調する必要がある時に prefixe mu- が用いられる。若し逆に無生物の範疇 (la classe inanime) に動詞の目的が属するか又は無生物の範疇に属する目的が属する事実を強調する事を有効と考へない場合には prefixe e- が用いられる) と結論した。

氏が論点を datif として accusatif としなかつた点は本稿の (敬語説) に一脈通ずる所があるが、睡氏の如く inanimé と animé に分別すると氏自ら認めている如く数多の例外を許容しなければならなくなる (on pourrait citer d'assez nombreuses exceptions)。例えば禿鷹碑文の

10) É-an-na-túmu-ra mu^d. Inana-gé e-né-sa₄-a-ni (エアナトゥムにイナンナが彼の為に命名した名を……………)、及び円錐碑文の VII (29) — VIII (13) の

11) ud^d. Nin-gir-su ur-sag^d. En-lil-lá-gé Uru-ka-gi-na-ra nam-lugala Lagasa^{ki} e-na-sum-ma-a …………… inim-lugala-ni^d. Nin-gir-su-gé e-na-dug₄-ga …………… (エンリルの戦士ニンギルスがウルカギナの為にラガシュの王権を与えた時……………彼の王、ニンギルスが彼に命じた命令を……………) は SOLLBERGER 氏自身が例外として認めている一例に過ぎない。

経済文書では TSA, № 29

12) é-ki-sil-la-ta En-ig-gal nu-bànda Lugal-had-è sipa-šáh-ra e-na-sum (キシルラ神殿からヌバンダのエユッガルが豚の牧者であるルーガル・カ・デに与えた) の如き反例を (DP, RTC に於いても) 無数に挙示する事が出来る。従つて -ani: -bi; -ra: -a に見らる生物対無生物の対立は印欧諸語や他の諸言語にも見受ける一般的な現象であつて、これをもつてシュメール語文法に普遍的な原理であるとする必然性はないように思へる。この氏の提説は他の多くの氏の提説とともになお再考の余地が充分にある。

II

(4) 敬語説 ((honorific theory))

これは筆者が中原与茂九郎教授に御教示を得て、それを展開し確信し得た所説である。

本稿とは別に R. JESTIN 氏がその著書 *Le verbe sumerien II* に於いて *sphere superieure et sphere inferieur*, 絶対的には神と人間、上者と下者の *systeme vertical* を考えている事が SOLLBERGFR 氏の上述書の 120 頁、脚註 6 に見えているが筆者としてはその書を手入する事が出来ず、又同じ R. JESTIN 氏の *Textes économiques sumeriens de la 11^e dynastie d'Ur avec étude grammaticale de ce textes* (1935) には別様の見解が述べられている為にその論拠及び結論の細部を知り得なかつた事を遺憾とするものである。

便宜上 ((敬語説)) の結論を先ず簡単に述べておく；

prefix *mu-* は敬語法又は敬語的表現 (honorific expression) であり i) 目下の者から目上の者へ ii) 目上の人の目下の者には関係のない独自の行為を示す。

prefix *e-* は卑語法又は卑語的表現 (humble, modest expression) であり、i) 目上の人から目下の人への行為と ii) 身分低き人又は敵性の人物又は卑しき人物、動物、無生物の目上の人に関係のない独自の行為を表現する。

この結論を現在筆者が楔形文字の text とともに利用する事が出来る資料、即ち 1) Urukagina の円錐碑文、2) Entemena の円錐碑文、3) Tablettes Sumeriennes A. (1909) のすべてと 4) Documents Présargoniques 5) Recueil de Tablettes Chaldéennes 6) Sumerian Tablets in the Harvard Semitic Museum, 7) Royal inscriptions from Ur の一部に就いて検討して見る。

1) Urukagina の円錐碑文

§ col. I (1) - col. III (17)

1) ^d.Nin-gír-su 2) ur-sag ^d.En-lil-la-ra

3) Uru-ka-gi-na 4) lugal 5) Lagaš^{ki}-gé 6) é-gál

Ti-ra-aš 7) mu-na-dù 8) An-ta-sūr-ra 9) mu-na-dù

10) é-^d.Ba-ú 11) mu-na-dù col. II, 1) Bur-sag 2) é-sá-

dug₄-ka-ni 3) mu-na-dù 4) gá-udu-ur₄ 5) Uru-kù-ga-

-ka-ni 6) mu-na-dù 7) ^d.Nanše 8) íd-Nanše^{ki}-gin

10) al-mu-na-dù 11) kun-bi 12) ab-sag-ga 13) nu-na-ni-lal 14) bàd Gír-su^{ki} col. III 1) mu-na-dù 2) ud-ul-lí-a-ta 3) numun-è-a-ta 4) ud-bi-a 5) lú-má-lah₄-gé 6) má e-tuš 7) ansé u-du-li 8) e-tuš 9) udu ú-du-li 10) e-tuš 11) u-sar-ú^uurgu 12) essad-du 13) e-tus 14) sutug-gi-(n) e 15) še-gub-ba 16) ambar^{ki}-a 17) e-ág ((エンリルの戦士、ニンギルスの為にラガシュの王ウルカギナは宮殿ティラーシュを建造し奉った。アンタストラを建造し奉った。パウ神殿を建造し奉った。彼女の供物(用)の神殿ブル・サッグを建造し奉った。彼女のウル・クツガ区のカ・ウドゥ・ウルを造り奉った。ナンシェーの為にナンシェー地区に通う運河、彼女の愛する運河を掘り奉った。その水底を海の深部に等しくし奉った。ギルス地区の城壁を造り奉った。遠き昔から、芽が出た時から、その時に船頭は舟に住んだ。驢馬と牧者は住んだ。麻島に漁業監視人は住んだ。pašišu 達は正規の供物の麦を沼地で計量した))。

この例に於いて col. I (7, 9, 11), col. II (3, 6, 10, 13), col. III (1) に見える mu- は神(ニンギルス, パウ女神, ナンシェー女神)に対してラガシュの王(ウルカギナ)が建造、造営、設工したものであるから明白なる(敬語法)であり((謙んで建造し奉った))の表現である。それに反して col. III (6, 8, 10, 13, 17) に見える e- は船頭、牧者、漁業監視人で身分の比較的低い人々の(身分の高い人々に関係のない独自の)行為である故に、明らかに(卑語法)的表現である。この e- は方向説によつても時称説及び生物対無生物説によつても釈明出来ない。

§ col. IV (13-18)

13) gán-sag₅-ga 14) dingir-ri-ne-ka 15) ki-sum-ma 16) ki-ukús 17) ensí-ka 18) e-gál-Iam ((諸神の神聖なる島にはエンシの玉葱島と胡瓜島があつた))。

18) に見える e- の主語は玉葱島及び胡瓜島(無生物)であつて卑語的表現に属する。

§ col. IV (19-22)

19) anše-bir-ra 20) gud-du₇-du₇ 21) sanga-sanga-ne 22) e-ne-keš-du-an ((鞭をかけられた驢馬及び見事な牡牛を sanga 達が使用した))。

22) の e- の主語たる sanga の暴政ぶりが述べられている事は次の二例と同じで、e- が卑語法的表現である事は言うまでもない。

§ col. V (1-3)

1) še sanga-sanga-ne 2) erim-ensí-ka-gé e-ba (《麦をサンガ達とエンシの兵士が分けた》)。

§ col. V (22) - col. VI (2)

22) sanga-gar-gé 21) gi-lam 2) e-ta-keš-du
(《サンガ・ガルが果物を持ち去つた》)

§ col. VII (12-16)

12) ki-sur-ra 13) ^d.Nin-gír-su-ka-ta 14) a-ab-šé
15) maškim-di 16) e-gál-lam (《ニンギルスの境界から海に至る造法務官が存在した。》 高位ならざる人の卑語法的表現。)

§ col. VII (26-28)

26) bil-lu-da 27) ud-bi-ta 28) e-me-àm
(《その時 pilluda が存在した》)。e- は抽象名詞が主語の為、無生物扱いで卑語法的表現。

§ col. VII (29) - VIII (13)

29) ud ^d.Nin-gír-su 30) ur-sag ^d.En-líl-la-gé
col. VIII (1) Uru-ka-gi-na-ra 2) nam-lugal 3) Lagaš^{ki} 4)
e-na-sum-ma-a 5) šà-lú-36000-ta 6) šu-ni 7) c-ma-ta-dib-
ba-a 7) nam-tar-ra 8) ud-bi-ta 9) e-šè-gar 10) inim-
-lugal-ni- 11) ^d.Nin-gír-su-gé 12) e-na-dug₄-ga 13)
ba-dab₄ (《エンリルの戦士ニンギルスがウルカギナの為にラガシュの王権を与え、三万六千人の中に彼の権力を確立した時、彼(ウルカギナ)はこれまでの秩序(運命)を廃して彼の王、ニンギルスが彼に命じた命令を確立した》)。

この例では神(ニンギルス)が人(ウルカギナ)に王権及び権力を与えるのであるから(4)及び(6)ではe-は卑語法が用いられ、同様に(2)に於いてもニンギルスがウルカギナに命令を下すのであるからe-が用いられている。9)のe-šè-garはcol. XII (35)のmu ud-bi-ta-bi e-šu-garと関連するので、その時に詳論する。

§ col. VIII (19) - IX (6)

19) má-ta 20) lú-má-laḫ₄ e-ta-šub e-ta-šub に見られる e-ta-šub 六例のe-はウルカギナが船頭、牧者達を開放してやるのであるから上から下への行為で卑語法的表現が用いられている。

§ col. XI (20-25)

20) šub-lugal-ra anše-šag₅-ga ù-na-tud

23) ugula-ni ga-šè-šám ù-na-dug₄ ud-da mu-šè-šám-šám ~

(訳は前出。8) 参照)

この場合のmu-はšub-lugal が上官(ugula) に売るのであるから明白な敬語法である。col. XII (1) もこれに全く同じである。

§ col. XII (21-22)

21) ama-gi-bi e-gar (彼(ウルカギナ)は自由を作(つてや)つた)。民衆の為のウルカギナの行為で卑語法。

§ col. XII (29-33)

29) ša-mu-ba-ka 30) id-tur Gír-su^{ki} 31) ni-tug-a

d. Nin-gír-su-ra 33) al-mu-na-dù (その年のうちに、彼の所有していたギルス地区の小さな運河をニンギルス^dの為に掘り奉った)。明白なる敬語法。

§ col. XII (34-38)

34) mu-ud-bi-ta-bi 35) e-šu-gar 36) id-d. Nin-gír-su
Nibr^{ki}-ta nir-gál 37) Uru-ka-gi-na-gé mu mu-na-sa₄ (その以前の名を廃して“ニンギルはニップールに於ける王子である”運河とウルカギナが命名し奉った)。この38)に見えるmu-は敬語法として問題はないが35)のe-は聊か説明が必要である。恐らくe-šu-garはcol. VIII (9)のe-šè-sarのvariantであろうし、又Gud, stat, B VIII (22-23)には

mu-mu ù-ta-gar mu-ni ba-gá-gá (私の名を廃して、彼の名がつけられるならば)の如くgarがnasâhuの意味で用いられているので、e-šè-gar及びe-šu-garは従来訳出されて来た如く(決定する)とか(rétablir)の意ではなく(除去する、廃する)の意であると考えられる。事実-šè-及び-ta-の用法は屢々混用されている。即ち(廃する)行為の為ニンギルスに関係のないウルカギナ独自の行為として卑語法的表現がとられているのであろう。

§ col. XII (39-40)

39) id-Nanse^{ki}-gin-a 40) mu-na-ni-[] (ナンシュー地区に至る運河を[])。このmu-は敬語法として規則的。

以上でUrukaginaの円錐碑文に見られるmu-及びe-の例を敬語法の立場から残らず検

討してみたのであるが、矛盾を感じさせる反例は見られなかった。

(2) Entemena の円錐碑文

§ col. I (1-7)

1) En-líl 2) lugal kur-kur-ra 3) ab-ba-dingir-dingir-
-rí-ne-gé 4) dug₄-gi-na-ni-ta 5) d. Nin-gír-su d. Šara-
bi 7) ki-e-ne-sur

《諸国の王、諸神の父なるエンリルは彼の義なる命令によりニンギルス及びシャラの為に境界を定めた》。この箇所は THUREAU-DANGIN 及び PRICE 氏等に従えば《諸国の王、諸神の父なるエンリルの正なる命によりニンギルス及びシャラが境界を定めた》と解釈されるが、この文章は d. Nin-gír-su d. Sara-(bi)-ra の意である事は 3) の -gé 及び 7) の infix -ne- に徴しても明白である。

SOLLBERGER 氏も上掲書 74 頁で筆者と同様にエンリルを主語として訳出している《Enlil traça une frontière a Ningirusu et Šara》。この e- の用法は規則的である。

§ col. (13-18)

13) Uš 14) ensí- 15) Umma^{ki}-gé 16) nam-inim-ma dir-
-dir-šè e-ag

《ウンマのエンシであるウシュは呪いの言葉を仰仰しく述べた》。では敵性の人物に対する卑語法として規則的。

§ col. I (22-27)

d. Nin-gír-su ur-sag d. En-líl-la-gé dug₄-si-sá-ni-ta Um-
ma^{ki}-da dam-ħa-ra e-da-ag

《エンリルの戦士ニンギルスは彼の義なる命令によりウンマト戦争を行った》、は次の

§ col. II (32-42)

É-an-na-túm ge 39) En-á-kal-li 40) ensí- 41)
Umma^{ki}-da 42) ki-e-da-sur

《エアンナトゥムがウンマのエンシ、エナカルリと共に境界を定めた》と共に敵性の人物と共々(-da)の行為である為に卑語法的表現が用いられているのであろう。

§ col. II (46-49)

(É-an-na-túm —) 46) gán-d. Nin-gír-su-ka 47) 60+60+60
+30+ $\frac{1}{2}$ šù-gar-du 48) á-Umma^{ki}-šè mu-kid

《(エアンナトゥムは).....ニンギルスの地をウンマの地に向つて 210 $\frac{1}{2}$ šù-gar-du 切り給

うた) では高懸なる人物の独自の行為として敬語法であるが、次の

§ col. II (52-53)

(E-an-na-túm) e-ba na-rú-a e-me-sar-sar ((エアンナトゥムは)その運河に石碑を書かれ給うた))に於いては当然mu-が期待されるのであるがe-が見える。これは後続する-me-の爲である事は明白である。例えばDP. 387 (4)にはEn-ig-gal nu-banda ki-sar-a-ba e-me-šita ((スバンダのエニッガルがその栽培されている畠で測量された))の如き例が見えe-me-はmu-に等しい表現と考えられる。しかし次の二例に見えるe-ma-は逆にe-に等しい表現法であるようである。

§ col. III (91)

(Ur-lum-ma ensi-Unma^{ki}-gé) 91) kur-kur e-ma-šù ((ウンマのエンシ、ウルルンマが諸国を蹂躪した))。及び

§ col. III (92-94)

(Ur-lum-ma ensi-Unma^{ki}-gé) 92) e-ki-sur-ra 93) ^d.Nin-gír-su-ka-ka 94) e-ma-ta-bal ((ウンマのエンシ、ウルルンマが.....ニギルスの境界の堀江を越えた))敵性の人物の行為としてe-(ma)-は卓語法的表現で問題はない。

§ col. III (95)-coj. IV (100)

95) En-an-na-túm 96) ensi 97) Lagaš^{ki}-gé 98) gán-ù-gig-ga 99) a-šà-gán ^d.Nin-gír-su-ka-ka 100) giš-ur-ur-šè-e-da-lal ((ラガシュのエンシ、エナンナトゥムがニギルスの領域ウギガの野に於いて諸共に戦闘を行つた))、ではe-da-lal-da-に((敵との行為))が暗示されているから卓語法的表現。

§ col. IV (105-108)

105) Ur-lum-ma 106) ba-da-kar 107) šà-Unma^{ki}-šè e-gaz ((ウルルンマは逃亡した。ウンマの中に於いて(彼を)殺した))、及び

§ col. IV (109-111)

109) nè-ni erim-60-an 110) gú-íd-lum-ma-gir-nun-ta-ka 111) e-ši₄-tag₄ ((彼の軍勢の六十人の兵士をルンマギルヌンタ河の岸に残した))、更に

§ col. IV (117-122)

117) ud-ba Il 118) sanga NINNI- $\check{E}\check{S}^{ki}$ -kam 119) Gir-
 -su ki -ta 120) Umma ki -šè gār-dar-ra-a 122) e-gin (そ
 の時サンガであつたイルはギルス地区からウンマへ意気揚々と進軍した) に於ける e- は敵性
 の人物の若しくは敵性の人物に対する行為である故に卑語法的表現。

§ col. IV (123-126)
 123) Il-li 124) nam-ensí- 125) Umma ki -a 126) šu-e-
 ma-ti (イルはウンマのエンシの権力を握つた) も同じ。

§ col. V (162-179)
 162) En-te-me-na 163) ensí-La ga š ki 164) mu-pád-da
 d .Nin-gír-su-ka-gé dug $_4$ -si-sá d .En-lil-la-ta dug $_4$ -si-sá
 d .Njn-gír-su-ka-ta dug $_4$ -si-sá d .Nonše-ta e-bi d idigna-ta
 id-nun-šè 172) e-ag 173) nam-nun-da-ki-gar-ra 174) úr-
 -bi zá-a mu-na-ni-dù lugal-ki-an-na-ág-gá-ni d .Nin-gír-su-
 ra nin-ki-an-na-ág-gá-ni d .Nanše ki-bi mu-na-gi $_4$ (ニンギルス
 によつて名を選ばれたラガシュのエンシ、エンテメナ はエンリルの義なる命令により、ニンギ
 ルスの義なる命により、ナンシェーの正しき命令により、その堀江をテグリス河からユーフラテ
 ス河へ導いた。ナムヌンダキガルラの土台を石で作り奉つた。彼の愛する王ニンギルスの為に、
 彼の愛する女王ナンシェー(の為に)その場所を回復した)。

172) の e- は神々の命により行ふ王の行為で卑語法的表現。175) の mu- は nam-nu-
 n-da-ki-gar-ra が col. II (62) に bār- d .En-líl-lá とある如くエンリルの
 為にという行為(-na-)であるから当然であり、179) の mu- はニンギルスの為に、ナン
 シェー(の為に)と明確に示されているから敬語法的表現である。

以上により Entemena の円錐碑文に見られる mu- 及び e- の用例を列挙したのであるが
 e-me- (col. II 53) の表現を除いては敬語法及び卑語法的表現に矛盾を感じる例はな
 かつた。

(3) Tablettes Sumeriennes Archaïques

A) e- の用例(すべて規則的)。

№ 1

Lagaš ki -ta túm-ni Nanše ki -na e-na-ni-túm (ラガシュからその奉げ
 物をナンシェー地区に運んだ)。この文の主語は不明であるが、間接目的が nanše 地区である

故に e- であるのか、それとも主語の行為に表現点をおいた卑語法であろう。

№ 6

sahar-ra-ni ni-túm-túm Lugal-an-da ensi-Lagás^{ki}-ge é-gal-ta e-na-sum (サカルラニが持つていつた。ラガシュのエンシのルーガルアンダが官殿から与えた)。

№ 9

Sag₅-sag₅ dam-Uru-ka-gi-na lugal Lagás^{ki}-ka-ge e-ne-ba (ラガシュの王ウルカギナの妻シャグ・シャグが与えた)。

№ 10, 11, 12, 15, 16, 18, 19, 20, 22 の e-ne-ba (彼等に分け与えた)

№ 29 の e-na-sum (与えた)。

№ 30

ensi-gé Geme^d-Ba-ú-ra e-ne-ba Geme^d-Ba-ú-dumu Uru-ka-gi-na lugal Lagás^{ki}-ka igi-zi utul-da e-da-sig₇ (エンシがゲメバウに分けた。ラガシュの王ウルカギナの娘のゲメバウが牛飼のイギジと共に同座した)。

№ 31

En-ig-gal nu-bānda sag-apin-gé-ne-(ta) e-ne-ta-si (ヌバンドのエニッガルがサッグアピン達から集めた)。

№ 32 (e-na-ba), № 35 (e-ta-gar), № 36 (e-ta-gar), № 38 (e-na-ta-gar), № 39 (e-ta-gar),

№ 47

dub e-gal-ta e-ta-sar (泥章を官殿に於いて詰した)。これは書記自身の行為である故に卑語法的若しくは謙讓的表現。

B) mu- の例。

№ 3

sanga-sanga-ne Sag₅-sag₅ dam Uru-ka-gi-na lugal Lagás^{ki}-ra é-gal-la mu-na-túm (サンガ達がラガシュの王ウルカギナの妻シャグ・シャグの為に官殿に持参し奉つた) は № 4 と共に明白たる敬語法である。№ 14 は DP の mu- にて詳説する。

№ 24

kin-dù-a e-gán-uš-gal-ka Bar-nam-tar-ra dam-Lugal-an-da
ensí-Lagaš^{ki}-ka En-ig-gal nu-bànda mu-dù (ウシュガル島の運河の
作り仕事。ラガシュのエンシのルーガルアングの妻のバル・ナム・タル・ラ(の為に)又バン
ダのエニツガルが行い奉つた)。

№ 25 (mu-dù)

№ 30

Ur-saḥar^d·Ba-ú utul-kam Geme^d·Ba-ú-ra mu-na-túm (牛
飼のウル・サカル・パウがゲメ・パウの為に持参し奉つた)。先出せる如くゲメ・パウはウル
カギの娘であるからエンシには下位であつてもウル・サカル・パウよりは上位の故にここでは敬
語がとられている。

№ 33

dam-gār ensí-ka-gé ensí-ra mu-na-túm (エンシの商人がエンシの為に
持参し奉つた)。

№ 40

ki-snm-ma gán-gigir-ḥar-ka-ka En-ig-gal nu-bànda mu-sur
(ギギル・ハル田の玉葱島をヌバングダのエニツガルが測量し奉つた)。この文には Sag₅-
sag₅ dam-Uru-ka-gi-na-ra の如き表現が省略されている事は他の多くの事例に徴
しても明白である。

№ 48

ku₆-il-kan itu-ezen-dim₄-kú^d·Nin-gír-su-ka-ka mu-túm
(捧げ物の魚である。ニンギルスの dim (捧げ物の魚である。ニンギルスの dim を喰べる
祭りの月に持参し奉つた)。

№ 50

ma š-da-ri-àm Lugal-šà-la-tuk šu-ku₆-ab-ba-gé mu-túm
(祭りの捧げ物である。海の漁師ルーガル・シャ・ラ・トゥクが持参し奉つた)。これは №
40, № 48 と同様に -ra の省略文である。

以上に挙示せる例に於ては e-, mu- の用法に反例は認められないが、唯 № 14 に見られる
mu-ne-ba は DP. № 579, 578, 582, 583, etc. に見られる mu-(ne-súm) と
共に聊か説明を要する。

DP. № 579

šu-nigin 30 gán-kur₆-ki-a-dib-ba 10 gán-úru-lal gán-kun-
du₆-sir-ra-ka-kam En-ig-gal nu-bànda mu-ne-sum (合計30
(イク)の合封された休閒地の食封。10(イク)小作地。クンフッシルラの島のもの。ヌバン
ダのエニッガルが与え給うた)、のmu-は方向説によつても全く説明不可能のものである。
これは恐らく書記官(dub-sar)がnu-bàndaの行為を食封所有者に対する行為としてよ
りも、むしろnu-bànda自身の行為に重点を置いた為にとられた表現と考えられる。そしてこ
の視点の(ずれ)がゲデア碑文に於いてmu-がe-の機能を侵蝕する端緒になつているように
考えられる。これに反して食封所有者に対する行為に重点が置かれた場合はDP. 581 gán-
kur₆-dib En-ig-gal nu-bànda e-ne-sum-muの如く卓語法的表現がとられ
る。又DP. 580 に見える

gán-da-tir-ambar^{ki} En-ig-gal nu-bànda mu-gíd (ダティルア
ムバル島をヌバンダのエニッガルが測量し奉つた)の表現はDP. 584 šu-nigin ~
gán-ki-a gán-ab-su-ka ensí-gé En-ig-gal nu-bànda mu-na-
gíd (合計~の休閒地。エンシのアプス島をヌバンダのエニッガルが測量し奉つた)に於
けるmu-na-gídの省略形であり、mu-na-gídのna-はensi-raを想起する
infixである事は明らかである。同様にDP. 302, 303, 304, 306, 308, 311, 312,
314, 322, 323, 325, 328 etc.のmu-túmはこの(省略形を想定する)敬語法に準
ずる。

RTC 19 やDPに於けるe-の諸例はすべて卓語法的表現の規則通りである。例えばDP.
№27 pisan-dub ku₆-il ku₆-banšur-ra šu-ku₆-ab-ba-gé-ne mu-
-tùm-a ku₆-a-dùg-ga e-da-gál (泥章の容器。海の漁師達が持参し奉つた擗
げものの魚。淡水の魚が共にあつた)。主語は淡水の魚であるから卓語法的表現。

Sumerian Tablets in the Harvard Semitic Museum 中の№2,
3, 4, 5, 6, 7, 8 etc. に見えるe-ne-baも又規則的である。

なおA. DEIMEL 教授がDas sumerische verbum 18頁に示している
pisan-dub-ba sig₂-ba.....e-/ mu-gál ((in dem Tafelbe-
halter sind wolle-Lohnlisten)のmu-gálの例は見出す事は出来なかつた。
若しDEIMEL教授の間違いでなければ、恐らくgálはbašū ((setzen))又はnašū
(tragen, heben)の意味で用いられているものと考えられる。後期(ウルオ三王朝、イン
ン・ラルサ時代)の経済文書においてもNI-gálの表現がとられmu-gálの表現は見られない。

唯(敬語法説)の例外としてRoyal inscriptions from Ur I col. VI
(2-7)

En-te-me-na ensi-Lagaš^{ki}-gé^d. En-IiI-é-ad-da-ka-ra sir
-e-na-du(ラガシュのエンシ、エンテメナがエアダのエンリルの為に(土地を)分割した)
を認めなければならない。勿論(神)に対する行為としてよりもエンテメナ自身の行為に表現
点が置かれたと考えれば首肯出来る表現ではあるが。

結 び

先述せる如くprefix mu-の機能はi)目下の者から目上の者への尊奉的語法(……し奉
る)であり又ii)書記(dub-sar)又は碑文建造者より見て目上の人物(又は神)の独立的
行為(……し給う)を表現するのが原則であるが、iii)目上の人に対する尊奉行為よりも
目下の人物の行為自体に表現点が置かれる場合はmn-の代りにe-が用いられた。

prefix e-がi)目上の人から目下の人への行為であり又ii)目下の人若しくは身分
卑しき人物や敵性の人物、更には動物、無生物の目上の人物に関与しない独自の行為を表現する
卓語法的表現が原則でありiii)目下の人に対する行為としてよりも目上の人自身の行為に重
点が置かれる場合はe-の代りにmuが用いられる事及びこの表現点の(ずれ)がグデア時代
以後一般的になる事は既に触れた所である。

なお終に臨み、貴重な書籍を長期に亘ってお貸し下さった上、乱雑な原稿を通読下さり色々と
有益な御教示を戴きました中原与茂九郎先生に厚く感謝の意を表します。

アラビア文献に頼れた

ファールスのクルド族に就いて

清 水 誠

言うまでもなく西アジアの景観は貧しい沙漠とその中に点在するオアシスであつて、そこには
利害を異にする農民と遊牧民がオアシスを舞台に葛藤を繰広げ、時には遊牧部族間で牧草地をめ
ぐる粉争が起る。しかも農民と遊牧民とが民族的に異なる場合、その争いは深刻となる。また遊
牧民は機動性に富み、非常に好戦的であるので、西アジアにおいて帝国の支配者となる者にとつ
て、若しこれをうまく懐柔すれば、自己の強力な軍隊とも為し得たのであるが、さもない時は支
配者はいつの時代でも対遊牧民政策に苦慮しなければならなかつた。現在に至つても尚西アジア